

三十四 第 68 条の 77 ((資産の譲渡に係る特別控除額の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(損金算入限度額の意義)</p> <p>68 の 77-1 ……………</p> <p>……………第 68 条の 75 第 1 項、<u>第 68 条の 76 第 1 項又は第 68 条の 76 の 2 第 1 項</u>……………</p>	<p>(損金算入限度額の意義)</p> <p>68 の 77-1 ……………</p> <p>……………第 68 条の 75 第 1 項<u>又は</u>第 68 条の 76 第 1 項……………</p>

三十五 第 68 条の 78～第 68 条の 80 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等に係る合併法人等における供用事業)</p> <p>68 の 78 (2) -3 ……………</p> <p>……………<u>適格現物分配</u>……………<u>現物分配法人</u>……………<u>被現物分配法人</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(適格合併等に係る合併法人等における供用事業)</p> <p>68 の 78 (2) -3 ……………</p> <p>……………<u>適格事後設立</u>……………<u>事後設立法人</u>……………<u>被事後設立法人</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78 (3) -12 ……………</p> <p>……………<u>第 68 条の 14</u>……………<u>第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 33……………</p> <p>(注) 1 ……………</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78 (3) -12 ……………</p> <p>……………<u>第 68 条の 15</u>……………<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 ま</u> <u>で及び</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 29 第 2 項及び第 68 条の 33……………</p> <p>(注) 1 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 措置法第 68 条の 34 第 1 項に規定する高齡者向け優良賃貸住宅(以下「<u>高齡者向け優良賃貸住宅</u>」という。)……………高齡者向け優良賃貸住宅……………高齡者向け優良賃貸住宅……………措置法第 68 条の 34 第 1 項……………高齡者向け優良賃貸住宅……………<u>当該高齡者向け優良賃貸住宅</u>……………措置法第 68 条の 34 第 1 項……………</p> <p>……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) -13 ……………</p> <p>……………<u>第 68 条の 14</u>……………<u>第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>……………</p> <p>(特別勘定を設定した場合の取得資産)</p> <p>68 の 78(4) -7 ……………</p> <p>……………<u>合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人</u>……………若しくは<u>適格分割、適格現物出資又は適格現物分配</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>2 措置法第 68 条の 34 第 1 項又は第 3 項に規定する<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齡者向け優良賃貸住宅……………<u>措置法第 68 条の 34 第 1 項又は第 3 項に規定する中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齡者向け優良賃貸住宅……………<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齡者向け優良賃貸住宅……………措置法第 68 条の 34 第 1 項又は第 3 項……………<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齡者向け優良賃貸住宅……………<u>当該中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齡者向け優良賃貸住宅……………措置法第 68 条の 34 第 1 項又は第 3 項……………</p> <p>……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) -13 ……………</p> <p>……………<u>第 68 条の 15</u>……………<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>……………</p> <p>(特別勘定を設定した場合の取得資産)</p> <p>68 の 78(4) -7 ……………</p> <p>……………<u>合併法人等</u>……………又は<u>適格分社型分割等</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(法第 50 条との選択適用)</p> <p>68 の 78 (5) -1 .....            .....<u>措置法令第 39 条の 106 第 47 項</u>.....</p> <p>(先行取得資産に関する届出の提出)</p> <p>68 の 78 (5) -2 .....</p>	<p>(法第 50 条との選択適用)</p> <p>68 の 78 (5) -1 .....            .....<u>措置法令第 39 条の 106 第 48 項</u>.....</p> <p>(先行取得資産に関する届出及び特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</p> <p>68 の 78 (5) -2 .....</p> <p>㊦ <u>連結法人が法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日</u>  <u>に当該連結法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合において、当</u>  <u>該連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人）</u>  <u>が法第 81 条の 24 第 1 項の適用を受けている連結法人であっても、措置法第</u>  <u>68 条の 79 第 5 項の特別勘定の引継ぎの規定の適用を受けるときは、同条第</u>  <u>6 項に規定する書類の提出については、当該適格分割型分割の日以後 2 月以</u>  <u>内に行わなければならないことに留意する。</u></p>

三十六 第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定の設定に関する承認申請書の提出)</p> <p>68 の 84 -15 .....</p>	<p>(特別勘定の設定に関する承認申請書及び特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</p> <p>68 の 84 -15 .....</p> <p>㊦ <u>連結法人が法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日</u>  <u>に当該連結法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合において、当</u>  <u>該連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人）</u>  <u>が法第 81 条の 24 第 1 項の適用を受けている連結法人であっても、措置法第</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>68 条の 85 第 6 項の特別勘定の引継ぎの規定の適用を受けるときは、同条第 7 項に規定する書類の提出については、当該適格分割型分割の日以後 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p>

三十七 旧第 68 条の 85 の 2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 68 条の 85 の 2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</u></p> <p><u>(土地の上に存する権利)</u></p> <p><u>68 の 85 の 2-1 措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項に規定する「土地の上に存する権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合)</u></p> <p><u>68 の 85 の 2-2 措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項に規定する認可計画の施行区域(以下「認可計画施行区域」という。)内の都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の用に供される一の土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。)について独立行政法人都市再生機構との交換により、施行区域内用地(独立行政法人都市再生機構が認可計画施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第 12 条第 12 項の用地をいう。以下同じ。)とともに施行区域外用地(施行区域内用地以外の用地をいう。以下同じ。)を取得し</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>たときは、当該施行区域外用地の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項又は第 4 項の規定を適用する。</u></p> <p><u>この場合において、当該交換について同条第 1 項又は第 4 項の規定の適用を受けるときには、当該施行区域外用地を取得資産として法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 50 条第 1 項若しくは第 5 項又は措置法第 68 条の 80 若しくは第 68 条の 81 の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(認可計画施行区域内の土地等とそれ以外の資産を交換により譲渡した場合)</u></p> <p><u>68 の 85 の 2-3 認可計画施行区域内と認可計画施行区域外にまたがる一の土地等について、交換をした場合には、当該交換により譲渡した土地等のうち当該認可計画施行区域内の土地等に係る部分についてのみ措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項又は第 4 項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>この場合において、当該認可計画施行区域内の土地等についてこれらの規定の適用を受けるときの当該認可計画施行区域外の土地等の交換については、法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 50 条第 1 項若しくは第 5 項又は措置法第 68 条の 80 若しくは第 68 条の 81 の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(2 以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算)</u></p> <p><u>68 の 85 の 2-4 2 以上の交換取得資産（措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項に規定する交換取得資産をいう。以下同じ。）を取得した場合における個々の交換取得資産に係る同項に規定する圧縮限度額は、交換譲渡資産（同項に規定する交換譲渡資産をいう。以下同じ。）の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産の取得価額の合計額のうちを占める個々の交換取得資産の取得価額の割合を乗じ</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>て計算した金額による。</u></p> <p><u>(交換譲渡資産の交換に要した経費)</u></p> <p><u>68の85の2-5 交換譲渡資産に係る措置法第68条の85の2第2項第3号に規定する「交換に要した経費」には、交換に当たり支出した当該交換譲渡資産に係る仲介手数料その他その交換に要した経費の額のほか、土地の交換に関する契約の一環として、又は当該交換のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等（以下「取壊し等」という。）をした場合におけるその取壊し等により生じた損失の額（当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。）及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算)</u></p> <p><u>68の85の2-6 措置法第68条の85の2第2項第3号の規定により交換譲渡資産の帳簿価額に加算すべき交換に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換をされた認可計画施行区域内の土地等が2以上あるときは、当該交換に要した経費の額は、原則として個々の土地等につきその交換に要した経費の額を区分して計算するのであるが、個々の土地等ごとの区分計算が困難であるときは、個々の土地等の価額の比等の合理的な基準によりあん分して計算した金額によることができる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</u></p> <p><u>68の85の2-7 連結法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一部を当該交換があった日を含む連結事業年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において支出することと</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>なる場合における措置法第 68 条の 85 の 2 の規定による圧縮記帳の計算については、68 の 70(3)－ 9 の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p><u>(注) 68 の 70(3)－ 9 の取扱いに準じて交換譲渡資産の交換に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換があった日を含む連結事業年度において未払金に計上することができる。</u></p> <p><u>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</u></p> <p><u>68 の 85 の 2－8 措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項又は第 4 項の規定を適用する場合において、圧縮限度額が連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下 68 の 85 の 2－ 8 において同じ。）の申告に係る金額と異なることとなったときにおいても、交換取得資産に係る損金算入額は、<u>連結法人が提出した連結確定申告書等又は同条第 6 項に規定する書類に記載のある交換取得資産につき損金の額に算入した金額を限度とすることに留意する。</u></u></p> <p><u>(不動産売買業者の有する土地等)</u></p> <p><u>68 の 85 の 2－9 68 の 78(1)－ 1 の取扱いは、措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項の規定を適用する場合について準用する。</u></p>

三十八 第 68 条の 88 ((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素)	(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素)
68 の 88 (2) -3 .....	68 の 88 (2) -3 .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
(5) .....	(5) .....
(6) .....	(6) .....
(7) .....	(7) .....
(8) .....	(8) .....
(9) .....	(9) .....
(10) .....	(10) .....
(11) <u>政府の政策 (法令、行政処分、行政指導その他の行政上の行為による価格に対する規制、金利に対する規制、使用料等の支払に対する規制、補助金の交付、ダンピングを防止するための課税、外国為替の管理等の政策をいう。)</u> <u>の影響</u>	(11) 政府の <u>規制</u>
(12) .....	(12) .....



三十九 第 68 条の 89 ((連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社債発行差金等)</p> <p>68 の 89-3 .....            .....<u>法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する満たない部分の金額につき損金の額に算入した額は、措置法第 68 条の 89 第 1 項</u>.....            ...</p> <p>(原価に算入した負債の利子)</p> <p>68 の 89-6 .....            .....繰延資産.....</p>	<p>(社債発行差金等)</p> <p>68 の 89-3 .....            .....<u>社債発行差金の償却費を計上した場合又はその償還により償還差損を計上した場合には、その計上した連結事業年度における当該償却費又は当該償還差損の額は、同条第 1 項</u>.....</p> <p>(原価に算入した負債の利子)</p> <p>68 の 89-6 .....            .....繰延資産<u>(社債発行差金を除く。以下 68 の 89-7 において同じ。)</u>.....</p>

四十 第 68 条の 90~第 68 条の 93 ((連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>適用対象金額等の計算</u>)</p> <p>68 の 90-9 .....<u>同条第 4 項に規定する部分適用対象金額並びに措置法令第 39 条の 115 第 5 項</u>.....個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額.....</p> <p>(<u>大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算</u>)</p> <p>68 の 90-10 の 2 措置法令第 39 条の 115 第 1 項第 1 号の規定により特定外国子会社等の適用対象金額につき本邦法令の規定の例に準じて計算するに当たり、特定外国子会社等の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれ</p>	<p>(<u>適用対象金額の計算</u>)</p> <p>68 の 90-9 .....措置法令第 39 条の 115 第 5 項.....個別課税対象金額.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>かに大法人（当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人など法第66条第6項第2号に掲げる法人をいう。以下68の90-10の2において同じ。）が含まれている場合には、当該特定外国子会社等が中小法人（当該事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいう。）に該当するときであっても、措置法第57条の10第1項及び第61条の4第1項かつこ書の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注)1 当該特定外国子会社等の資本金の額又は出資金の額の円換算については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値による。</u></p> <p><u>2 当該特定外国子会社等の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者が外国法人である場合において、当該外国法人が大法人に該当するかどうかは、当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の時点における当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算による。</u></p> <p><u>(個別課税対象金額等の円換算)</u></p> <p><u>68の90-14 連結法人が措置法第68条の90第1項又は第4項……………個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額……………当該個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額……………</u></p> <p><u>同条第5項第1号に規定する部分適用対象金額に係る収入金額の円換算についても同様に扱う。</u></p> <p>(注) ……………</p>	<p><u>(個別課税対象金額の円換算)</u></p> <p><u>68の90-14 連結法人が措置法第68条の90第1項……………個別課税対象金額……………当該個別課税対象金額……………</u></p> <p>(注) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>68 の 90-15 措置法第 68 条の 90 第 3 項に規定する<u>特定事業に係る措置法第 66 条の 6 第 3 項に規定する</u>……………</p> <p><u>措置法第 68 条の 90 第 4 項第 7 号に規定する「船舶又は航空機の貸付け」についても同様とする。</u></p> <p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</p> <p>68 の 90-16 ……………</p> <p>……………<u>自ら行っていること</u> (以下 68 の 90-16 の 2 までにおいて「<u>管理支配基準</u>」という。) の判定……………<u>行うものとする</u>……………</p> <p><u>管理支配基準を満たさないことにはならない</u>……………</p> <p><u>(被統括会社に該当する特定外国子会社等の適用除外の判定)</u></p> <p>68 の 90-16 の 2 <u>被統括会社に該当する特定外国子会社等が措置法第 68 条の 90 第 3 項に規定する場合に該当する場合には、当該被統括会社の適用対象金額について同条第 1 項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(註) 当該被統括会社が管理支配基準を満たすかどうかの判定は、68 の 90-16 前段の取扱いにより行う。</u></p> <p><u>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</u></p> <p>68 の 90-16 の 3 <u>措置法第 68 条の 90 第 3 項の規定の適用上、統括会社 (措置法令第 39 条の 117 第 3 項に規定する統括会社をいう。以下同じ。) に該当する株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等が、「その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及</u></p>	<p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>68 の 90-15 措置法第 68 条の 90 第 3 項に規定する……………</p> <p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</p> <p>68 の 90-16 ……………</p> <p>……………<u>自ら行っているかどうか</u>……………<u>判定するものとする</u>…</p> <p>……………<u>事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないことにはならない</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>び運営を自ら行っているもの」に該当するかどうかは、当該特定外国子会社等の行う統括業務を「その主たる事業」として、その判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>措置法令第 39 条の 117 第 11 項に規定する「主たる事業」が同項第 3 号に規定する「主として本店所在地国において行っている場合」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p>68 の 90-17 ……措置法第 68 条の 90 第 3 項第 1 号又は措置法令第 39 条の 117 第 11 項第 1 号若しくは第 2 号……………</p> <p>(㊦) <u>措置法第 68 条の 90 第 3 項</u>……………</p> <p><u>(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)</u></p> <p>68 の 90-17 の 2 <u>措置法令第 39 条の 117 第 1 項に規定する「その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有する」とは、同項の外国法人がその事業の内容、規模等に応じて必要な従事者を本店所在地国に有していることをいうのであるから、当該事業に従事する者は当該外国法人の事業に専属的に従事している者に限られないことに留意する。</u></p> <p><u>(専ら統括業務に従事する者)</u></p> <p>68 の 90-17 の 3 <u>措置法令第 39 条の 117 第 3 項第 2 号に規定する「専ら当該統括業務に従事する者……を有している」とは、同項の特定外国子会社等に同条第 4 項に規定する統括業務を行う専門部署(以下 68 の 90-17 の 3 において「統括部署」という。)が存している場合には当該統括部署で当該統括業務に従事する者を有していることをいい、当該特定外国子会社等に統括部署が存していない場合には当該統括業務に専属的に従事する者を有していることをいう。</u></p>	<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 90-17 ……措置法第 68 条の 90 第 4 項第 1 号又は措置法令第 39 条の 117 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号……………</p> <p>(㊦) <u>措置法第 68 条の 90 第 4 項</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義)</u></p> <p><u>68の90-17の4 措置法令第39条の117第4項に規定する「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの(当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。)」とは、被統括会社の事業方針の策定及び指示並びに業務執行の管理及び事業方針の調整の業務で、当該事業の遂行上欠くことのできないものをいう。</u></p> <p><u>(注) 例えば、同項に規定する特定外国子会社等が被統括会社の事業方針の策定等のために補完的に行う広告宣伝、情報収集等の業務は、「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68の90-18 .....            .....<u>措置法令第39条の117第8項第4号</u>.....</p> <p><u>(部分適用対象金額)</u></p> <p><u>68の90-18の2 措置法第68条の90第4項に規定する部分適用対象金額(以下68の90-18の2において「部分適用対象金額」という。)は同項に規定する特定所得の金額の合計額をいうが、当該特定所得の金額の基となる同項各号に掲げる残額は正(プラス)の金額をいうのであるから、例えば、債券の譲渡をした場合において、当該債券の譲渡による対価の額の合計額が当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を超えないときは、その超えない部分の金額は部分適用対象金額には含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68の90-18 .....            .....<u>措置法令第39条の117第2項第4号</u>.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(自ら行った研究開発の意義)</u></p> <p><u>68 の 90-18 の 3</u> 措置法令第 39 条の 117 の 2 第 6 項第 1 号に規定する「当該特定外国子会社等が自ら行った研究開発」には、特定外国子会社等が他の者に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該特定外国子会社等が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当することに留意する。</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p><u>68 の 90-19</u> 措置法令第 39 条の 117 の 2 第 8 項の規定の適用上、措置法第 68 条の 90 第 3 項の規定の適用がある旨……………「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」……………規則別表十七(三)の「7」欄から「15」欄まで……………</p> <p><u>(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)</u></p> <p><u>68 の 90-19 の 2</u> 措置法令第 39 条の 117 の 2 第 8 項の規定の適用上、措置法第 68 条の 90 第 5 項の規定の適用がある旨の記載とは、規則別表十七(三の二)の様式による記載をいい、「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」とは、規則別表十七(三の二)の「12」欄から「16」欄までの各欄の記載に当たり参考とした書類をいう。</p> <p><u>(統括会社に該当することの証明)</u></p> <p><u>68 の 90-19 の 3</u> 措置法令第 39 条の 117 の 2 第 9 項の規定により読み替えられた同条第 8 項の規定の適用上、措置法第 68 条の 90 第 3 項の規定の適用がある旨の記載とは、規則別表十七(三)の様式による記載をいい、「前条第 4 項に規定する統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類」とは、</p>	<p>(新 設)</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p><u>68 の 90-19</u> 措置法第 68 条の 90 第 6 項に規定する「これらの規定の適用がある旨」……………同項に規定する「その適用があることを明らかにする書類その他の資料」……………規則別表十七(三)の「7」欄から「17」欄まで……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>規則別表十七(三)付表二及び措置法規則第 22 条の 76 第 4 項第 4 号に規定する関係を系統的に図示した書類をいい、「その適用があることを明らかにする書類その他の資料（同項の契約に係る書類の写しを含む。）」とは、措置法令第 39 条の 117 第 4 項に規定する統括業務の基となる統括会社と被統括会社との間における契約に係る書類の写しのほか、規則別表十七(三)の「7」欄から「15」欄までの各欄及び別表十七（三）付表二の各欄の記載に当たり参考とした書類をいう。</u></p> <p><u>（統括業務の基となる契約に係る書類の写し）</u></p> <p><u>68 の 90-19 の 4 措置法令第 39 条の 117 の 2 第 9 項により読み替えて適用される同条第 8 項に規定する「契約に係る書類の写し」は、措置法令第 39 条の 117 第 4 項に規定する統括業務の基となる統括会社と被統括会社との間で交わされた契約書、覚書の写しなど、その契約の内容が客観的に確認できる書類の写しをいう。</u></p> <p><u>（個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算）</u></p> <p>68 の 90-21 ……………</p> <p>……………個別課税対象金額又は同条第 2 項の規定による個別部分課税対象金額……………<u>同条第 6 項</u>……………</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>（個別課税対象金額に係る外国法人税額の計算）</u></p> <p>68 の 90-21 ……………</p> <p>……………個別課税対象金額……………<u>同条第 5 項</u>……………</p>

四十一 第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 ((特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊関係株主等である連結法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例)</p> <p>68 の 93 の 2-1 ……………</p> <p>……………<u>68 の 90-12、68 の 90-13、68 の 90-16 の 2、68 の 90-16 の 3、68 の 90-17 の 2 から 68 の 90-17 の 4 まで、68 の 90-19 の 3 及び 68 の 90-19 の 4</u>……………</p>	<p>(特殊関係株主等である連結法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例)</p> <p>68 の 93 の 2-1 ……………</p> <p>……………<u>68 の 90-12 及び 68 の 90-13</u>……………</p>

四十二 第 68 条の 94 ((技術研究組合の所得計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(賦課金により目的とする固定資産を取得できなかった場合の仮受経理)</p> <p>68 の 94-1 <u>措置法第 68 条の 94 第 1 項に規定する連結親法人である技術研究組合</u>……………</p>	<p>(賦課金により目的とする固定資産を取得できなかった場合の仮受経理)</p> <p>68 の 94-1 <u>措置法第 68 条の 94 第 1 項に係る措置法第 66 条の 10 第 1 項に掲げる法人に該当する連結親法人</u>……………</p>

四十三 第 68 条の 99 ((社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>68 の 99-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律</u>……………</p> <p>(3) <u>生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>……………<u>当該被保護者又は当該特定中国残留邦人等</u>……………</p>	<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>68 の 99-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 国民健康保険法……………</p> <p>(3) 生活保護法……………<u>当該被保護者</u>……………</p>



改 正 後	改 正 前
<p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>68 の 99-4 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………(2)……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(4) <u>結核予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>……………</p> <p>(5) <u>老人保健法に規定する医療について、当該医療法人が当該患者から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) ……………</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>68 の 99-4 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………(2)及び(3)……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

四十四 第 68 条の 102 ((転廃業助成金等に係る課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</u></p> <p><b>68 の 102-3</b> <u>連結法人が法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該連結法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合において、当該連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人）が法第 81 条の 24 第 1 項に規定する連結確定申告書の提出期限の延長の特</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>例の適用を受けている連結法人であっても、措置法第 68 条の 102 第 7 項の特別勘定の引継ぎの規定の適用を受けるときは、同条第 8 項に規定する書類の提出は、当該適格分割型分割の日以後 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p>

#### 四十五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 22 年政令第 58 号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成 22 年財務省令第 17 号)をいう。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(連結納税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>